

フランスの農業について 第一次レポート

広岡 裕児*

1. 2015 年以来の農業事業者や農産物の販売に関連する主な出来事

①エガリム法 (Loi EGalim) I、II、III

政府は、2017 年 7 月から 12 月まで消費者、食品メーカー、大規模小売業者、行政機関などが一堂に会した食品全体会議 (États Généraux de l'alimentation) を開催した。そのあと、「農業・食品産業における取引関係の均衡と、健康的で持続的ですべての人にアクセス可能な食料のための法」(「2018 年食品法」) がつくられ、EGalim 法と通称された。さらに、補完拡充した法律が年を隔てて制定され、EGalim I、II、III とよばれている。

- **EGalim I** 農業・食品産業における取引関係の均衡と、健康的で持続的ですべての人にアクセス可能な食料のための法¹ (「2018 年食品法」) 2018 年 10 月 30 日公布
- **EGalim II** 農家の報酬保護のための法² 2021 年 10 月 18 日公布
- **EGalim III** 供給者と販売者間の取引関係の均衡強化法³ 2023 年 3 月 30 日公布。

②農業国勢調査 (2020)

10 年に 1 度の農民と農地に関する全国規模の調査

③農民運動 (2024～)

2024 年 1 月から激しい農民運動が起きた。

INSEE (国立統計経済研究所) によると、農業収入は、収入は 30 年間で 40% 減少した。農民の 5 人に 1 人は貧困ライン以下の生活を送っている。一方で、農業生産に関わる財やサービスが高騰している。INSEE によると、2022 年にはこれらの価格は 22% 上昇し、2023 年にはさらに 3.5% 上昇すると予想されている。とくに、飼料 (2022 年は 24.6% 上昇)、肥料 (2023 年は 19% 上昇、2022 年は 79% 上昇)、エネルギー (2022 年は 40% 上昇) において顕著である⁴。

*公益財団法人 都市化研究公室 特別研究員

¹ LOI n° 2018-938 du 30 octobre 2018 pour l'équilibre des relations commerciales dans le secteur agricole et alimentaire et une alimentation saine, durable et accessible à tous

² LOI n° 2021-1357 du 18 octobre 2021 visant à protéger la rémunération des agriculteurs

³ LOI n° 2023-221 du 30 mars 2023 tendant à renforcer l'équilibre dans les relations commerciales entre fournisseurs et distributeurs

⁴ Crise des agriculteurs : ces chiffres qui révèlent l'ampleur du problème, Pauline Verge, Les Echos 2024 年 1 月 23 日

また、EGalim 法に従った購入業者との交渉において、物価高対策を理由に購入業者は農家への収入を低く押さえようと圧力をかけていた。また厳しい農薬の使用制限、水不足、行政手続きの煩雑さなどに対する不満が高まっていた。

④食料主権と農業世代交代基本法⁵

2025 年 3 月 24 日に公布された。つぎの 4 部で構成されている。

1. フランスの食料主権の回復と根本的利益の擁護
2. 農業における世代交代と気候環境変動への対処を支援するための人材育成とイノベーションの創出
3. 農業者の定着と農場の継承の促進、ならびに農業従事者の就業条件の改善
4. 農業活動の確保、簡素化、円滑化

食料主権を公共政策の基本目標と明確に定めた。食料主権の定義は、「全国民が健全な食料にアクセスするために必要な農産物および食品を生産、加工、流通する国家の能力の維持・発展、ならびに世界の食料安全保障に貢献する輸出能力の支援」である。そして、農業と漁業は、国の食料主権を保障し「国の経済的潜在力の不可欠な要素」として「根本的一般利益」であることから、その保護、促進、発展が主要な公共利益であるとした⁶。

農業を永続させるため、就農と継承についての積極的な施策が規定された。（3. 参照）

2. 農業の事業者（個人、組合等）

農業経営には個人経営と法人経営の 2 つの形態がある。

法人の概要

- ・ GAEC（共同農業グループ）
最低株式資本：1,500 ユーロ、社員数：最低 2 名（全員が営農者）、責任は出資の 2 倍に制限、営農者の会社持分保有率：100%、農業方針委員会(CDOA)⁷、の承認が必要
- ・ EARL（有限責任農場）
最低株式資本：7,500 ユーロ、社員数：最低 1 名（過半数が営農者）、責任は出資額に制限、営農者の会社持分保有率 50%以上
- ・ SCEA（農業民事会社）
最低株式資本：なし、社員数：最低 2 名（営農者の有無に関する規定なし）、責任無制限で会社持分所有比例配分、営農者の会社持分保有率：規定なし
- ・ SAS（簡易株式会社）⁸最低株式資本：なし、社員数：最低 1 名（営農者か否かは関

⁵ Loi du 24 mars 2025 d'orientation pour la souveraineté alimentaire et le renouvellement des générations en agriculture 直訳は、食料主権と農業における世代交代の方向性に関する法

⁶ フランスでは、恒常的な条項は「法典」の条項となる。農業を律する田園海洋漁業法典（農事海洋漁業法典）でこれらの規定はその条約の改正として記載される。

⁷ Commission départementale de l'orientation de l'agriculture, 県国土海洋局（Direction départementale des territoires (DDT)） et de la mer (DDTM) が提出した申請に対して意見を述べる諮問委員会。県国土海洋局は環境（フランスにおける国土交通省）、農業、内務 3 省共同管轄下の地方の出先機関

⁸ 農業に限らず事業活動を行う商業会社法に基づく株式会社の簡素版。農業は、採算性が低いので今日、株式会社や簡

係ない）、責任は出資に限定、営農者の会社持分保有率：規定なし。⁹

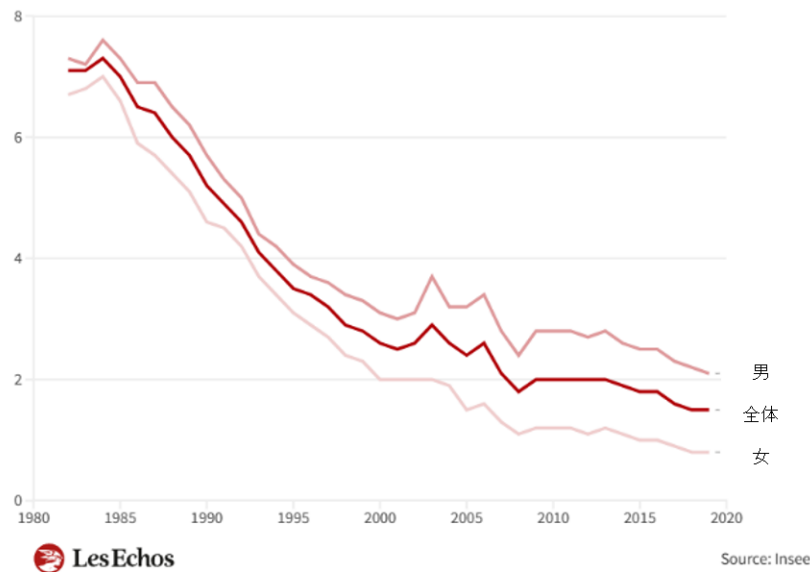
図表 1. 農地経営形態 フランス本土（公共主体を除く）（単位 1000）

経営形態別農場数	2000 年	2010 年	2020 年
フランス本土合計	663.8	490.0	389.8
個人	538.0	341.5	227.7
法人	125.8	148.5	162.1
EARL	55.9	78.6	74.9
GAEC	41.5	37.2	42.9
任意団体、共同輪作社団*	3.9	1.0	1.3
その他**	24.5	31.6	43.0

*農地を合併せずに、個人や法人が共同して輪作を行う組織。多くは民法に基づく *société en participation* (匿名組合) 形態が使用されている。
 **農業民事会社、SAS (簡易株式会社)、SA (株式会社)、SARL (有限会社) 等

出典 MÉMENTO 2024, agreste

図表 2. フランスの全雇用に占める農業者数の割合



出典 Les Echos 2024 年 1 月 23 日

農業者は、減少傾向が続いている。

2020 年の農場数は 389,779（2010 年比 20.5%減）で全日労働換算で営農者 391,000 人（2010 年比 12.3%減）、農業労働者等 292,000 人（2010 年比 4.5%減）である¹⁰。

農業者は、かなり高齢化しており、50 歳以上が 55%を占める（その他の産業分野では

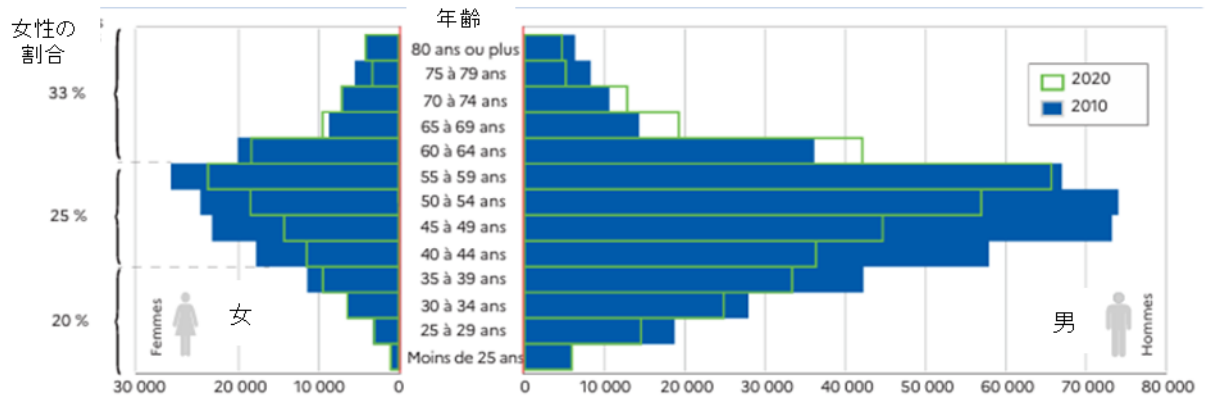
易単純株式会社の関心は薄い。

⁹ <https://chambres-agriculture.fr/je-suis-futur-agriculteur/construire-son-projet-dinstallation/statut-juridique>

¹⁰ Recensement agricole 2020

31%)。25歳未満はわずか1%である。10年以内に、農業者の3分の1以上が退職年齢に達する。また、農業従事者の週平均労働時間は、他の分野では37時間であるのに対して、55時間と長い¹¹。

図表 3. フランス本土における農業者の年齢ピラミッド、2010年との比較



出典 Recensements agricole 2020, agreste

3. 継承と就農の促進

新規就農者の就農方法、資格などの制度面においては、就農許可の審査を県のプレフェが行っていたものを県のプレフェが補佐しつつ州¹²のプレフェが行なうようになった、公告の方法などの変更はあるが、2014年報告から基本的な変更はない。

しかし、政策面においては、2035年には少なくとも国内の農場数で40万、営農者数で50万人を確保するとして、2025年3月24日の食料主権と農業世代交代基本法で就農と継承について積極的にさまざまな方策をとることを定めた。

1) 人材育成強化

2030年までに、農業および農産食品産業の農業技術教育人材養成の研修生数を2022年比で30%、フランスで養成される獣医師の数を2017年比で75%増加、農業技師数を2017年比で30%増加させる。

そのために国、州、および関心のある地方自治体は複数年にわたるプランに基づいて以下の政策を実施する。

- 農業農産食品産業関連職の職業訓練受講生およびその研修・コンサルティング職の訓練の受講生の大幅な増加と就農者の起業能力、経営管理能力、経営管理能力、デジタルスキル、農業技術・畜産技術、気候・環境変化、有機農業に関する知識基盤の

¹¹ Crise des agriculteurs : ces chiffres qui révèlent l'ampleur du problème, Pauline Verge, Les Echos 2024 年1月23日

¹² Région 地域圏とも訳される地方公共団体。複数の県が集まった「地方」。

強化。

- 関係分野全体および技術研究所と連携して、農家のニーズに応える食料主権の保全と気候・環境変動に関する技術的・科学的解決策の識別に資する研究、イノベーション、戦略的テーマの知識普及活動の強化とその研修・コンサルティング機関への移転を加速する。そのために公的研究機関と企業間の協力関係を構築する。
- とくに配偶者として農業活動に協力していた女性が正当な評価を受けられるようにするなど、資格取得に本人の農業農産食品産業分野での職業上の実績を認め活用できるよう認証を奨励し強化する。
- 公私の農業者教育機関の財政及び投資資源の確保と増設。
- 農業上級技術者¹³（大学入学＋2年）と農業技師¹⁴（大学入学＋5年）の間に、農学士¹⁵（大学入学＋3年）を創設する。

2) 職業のオリエンテーション及び発見のための全国プログラム

国及び各州は、公私の農業技術教育機関及び関係専門家と連携して、農業農産食品産業、獣医師及び獣医助手、その他生物関連職についての以下の内容の計画を策定する。関心のあるその他の地方自治体、公私の農業関連高等教育機関も参加できる。

- 小学生を対象に、農業を発見し、食料主権と気候変動への意識を高める活動。
- 中学生と高校生を対象に、生物関連職およびその養成に関する情報活動。関心のある生徒には、これらの職業を体験するインターンシップを提供する。
- インターンシップおよび見習い研修の監督者を対象にした女性の雇用に関する意識向上活動。
- 公共放送やソーシャルメディアを活用して、とくに労働力不足に悩む人々への支援となる生物関連職への就職促進およびその養成。
- 農業と地域のつながりに取組み農業の世界を発見できるよう、市民用役¹⁶の一環として6か月間の農業ボランティアの創設。

3) France Services Agriculture（フランス農業サービス）ネットワーク

2026年末までに各県の農場の継承と就農のためのワンストップ受付窓口と国が承認したコンサルティング・支援機関¹⁷および地域の農業教育と職業訓練機関で構成されたネットワークをつくる。

就農希望者や農場の譲渡を計画している者は、ワンストップ受付窓口に相談すると、その実現可能性についての診断をしてくれる。そして、個別に指導支援をする。

¹³ Brevet de Technicien Supérieur Agricole（BTSA）

¹⁴ Ingénieur Agricole、2015年の報告では、農業技術者（博士）と書いたが、この訳に改める。

¹⁵ Agro-Bachelor

¹⁶ Service civique、かつての兵役に代わるもの。

¹⁷ 農業会議所や協同組合など

4) その他の国の施策

- 土地政策を現代の課題に適応させ、農地を保全し、移住者の土地を確保し、農地の移転を円滑に進めるために財政的手段を改革する。
- 就農者の定着と気候変動への農場の適応を奨励するため、関心のある地方自治体と協力して農地資産の維持を支援し、預金供託公庫グループの公的銀行による民間資金と連携した公的資金の動員を徐々に増やす。
- 就農と農業資産（とくに農地の譲渡）課税を改革する。
- S A F E R（土地整備農村会社）への届出の内容をいっそう詳細にすることで所有権用益権の譲渡の透明性を高める。
- S A F E Rが一体の土地であるべきだと判断した場合、S A F E Rは土地分割譲渡無効請求を裁判所に訴えることができる。
- 女性の農業参入を促進するために、女性が直面するさまざまな障害に対処するための戦略を策定する。
- 職業上の理由や、病気の子供の世話や健康上の理由などを含む個人的家族的な理由で経営者が不在になった場合に、運営の継続を確保するための代替サービス開発の戦略を構築する（とくに出産休暇、燃え尽き症候群の予防、職業研修、病気休暇）。経済的に不安定な状況にある事業者に対して代替サービスに関する情報を提供し利用を奨励することに特別な注意を払う。
- 農場経営者が急に去った場合に農場の運営の継続を確保するため、農地を支え、維持するための緊急財政支援をする。
- フランスの食料主権を保証するために、とくに外国からの投資に起因する過度の土地集中と買い占め対策の戦略を構築する。
- 農家と給与従業員の労働条件と生活の質の向上に資する支援計画を策定する。
- 2026年から、主たる職業として十分な期間農業活動に従事してきた59歳以上の農場経営者に対して、廃業する場合に土地と農場施設を継承して利用しつづけられるように引継ぎ補助金を導入する
- 遅くとも2026年までに、各州と連携し、プロジェクトの様々な段階において、指針と支援を与える有用な情報を提供する。とくに、農場の売却時や就農時にフランス農業サービスネットワークの一環として活用できるモジュール型農業診断システムの構築と導入を促進する。
- 10年間の市場動向と動向に関する将来的な分析を実施し（3年ごとに更新）、人材育成と就農政策の関係者に次の観察済みおよび予測される情報を知らせる。
 - 生産コストの決定要因に関連する生産能力の変化
 - 人口動態および耕作動向、ならびに特定の市場を奪う可能性のある規制、財政、地政学的リスクに関連した消費の変化

4. 農産物の販売

1) EGalim I、II、III法

①EGalim I

2018年10月30日に「農業・食品産業における取引関係均衡と、健康的で持続的であるすべての人にアクセス可能な食料のための法」が公布された。

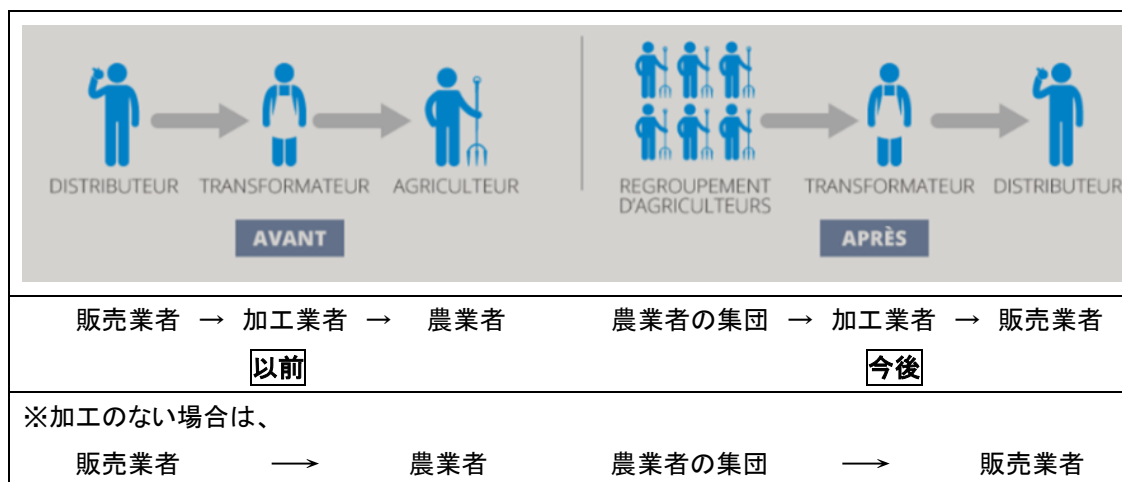
同法は、次の3部からなる。

1. 農業及び食品分野における商取引のバランスの改善
2. すべての人々がアクセスでき、動物福祉に配慮した、健康的で高品質かつ持続可能な食品の促進
3. 農業分野における手続等の簡素化

最初の商取引のバランスの改善は、生産者と農産物の再販売または再販売を目的とした加工を目的とした最初の購入者（卸業者や大規模流通業者など）との取引を対象とする。短絡販売（後述3参照）に該当する消費者への直接販売や卸売市場での生産者に割り当てられた区画における販売、および恵まれない人々への食事の提供を目的とした慈善団体への譲渡は対象外である。

その目的は生産者に公正な価格を支払い、農業でまともな生活を送れるようにすることである。従来は購入者の提案が先行していたが、生産者が先行するとした。すなわち、以前は購入者（卸業者や加工業者や大規模流通業者、飲食店など）にあった価格決定のイニシアチブを逆転するのである。

図表4 価格形成イニシアチブの逆転



出典 プルターニュー農業会議所サイトから作成

書面による売買契約を締結する場合が対象となっている。

生産者が協同組合などに交渉委任する場合には、内容について枠組みを書面で設定する。

購入者が提案を拒否、留保する場合は、正当な理由を付して関係する産物を考慮した合理的な期間内に通知しなければならない。通知しない場合、購入者が契約を締結しない場合、契約履行せずに農産物を購入しない場合、前会計年度の税抜き売上高の 2% 以下の行政罰金に処す。

価格決定の基準と方法においては、農業における関連生産コストとそのコストの推移に関する 1 つ以上の指標、購入者が活動する市場で観察される農産物および食品の価格とその価格の推移に関する 1 つ以上の指標、および製品の数量、構成、品質、原産地、トレーサビリティ、または仕様への準拠に関する 1 つ以上の指標を考慮に入れる。原材料費およびエネルギー費が大幅に変動した場合、価格再交渉できるように契約上で規定する。

紛争が生じたときには、契約で別の調停メカニズムが規定されている場合や商事の仲裁に訴える場合を除き、農産物取引関係調停官¹⁸による調停手続きに付す。

②EGalim II

2021 年 10 月 18 日に公布された「農家の報酬保護のための法」

とくに、生産者の適正な報酬の確保を目的としている。

- EGalim I では任意であった生産者（供給者）と最初の購入者の書面契約が義務化された。（ただし、小規模な取引を例外とするために、国務院を経た法令によって、売上高の閾値を設定することができる。）
- 生産コストや市場価格などの変数を考慮して価格決定を修正する自動価格見直しメカニズムを定めて義務化した。
- 価格のうち農業の原材料費の部分は交渉の対象としない。（原材料費の自動修正もおこなわれる）
- 農産物取引関係調停官*の強化と農業取引紛争解決委員会¹⁹ **の設立
- 当事者がコントロールできない例外的な健康被害又は気候災害が発生した場合、契約数量を遵守しない生産者に対して罰則を科すことはできない。
- 契約者は、差別的行為、すなわち契約で規定された考慮事項によっては正当化されない価格、支払期限、販売条件または販売購入条件を第三者に対して課すこと、または第三者から取得する、そして、それによって競争において他方の当事者に不利益または利益をもたらすことについての責任を負う。

契約には、最低限以下の条項が含まれる。

- 1° 価格の自動的な修正の条件
- 2° 産品の総量、原産地および品質。
- 3° 製品の集荷または納入の条件。
- 4° 支払手続き及び支払期限に関する条件
- 5° 契約又は枠組み契約の有効期間（3 年未満であってはならない）

¹⁸ Médiateur des relations commerciales agricoles (MRCA)

¹⁹ Comité de règlement des différends commerciaux agricoles (CRDCA)

6° 不可抗力の場合に適用される規則

7° 契約解除の様々なケースにおける通知期間及び適用される補償。

* 農産物取引関係調停官 (MRCA)

農産物取引関係調停官の任務は、EGalim I 法によって既に拡大されていたが、EGalim II 法によりさらに強化された。調停官は、農産物または食品の販売契約の締結または履行に関するあらゆる紛争を審理することができる。再交渉条項に関するあらゆる紛争についても管轄権を有する。調停官は、結論、意見、または勧告に加え、紛争の調停に必要な要素の開示と当事者が拒否した事実の公表ができる。

紛争発生時には、裁判所への付託に先立って調停官への付託が義務付けられた。ただし、契約不履行に関しては一般的な事案として直接裁判所に付託することもできる。

** 農業取引紛争解決委員会 (CRDCA) の設立。

EGalim II 法で設立された独立行政機関である。

国務院または破産院、会計検査院、司法機関から選出された委員長 1 名と、商業関係や農産物の生産または加工の経験に基づいて選出された他の 4 名の正委員で構成され、各正委員には代理委員がおかれる。

CRDCA は、農産物取引関係調停官に付託された紛争が、農業生産者または生産者組織とその主要な購入者との間で締結された農産物または食品の販売に関する契約または枠組み契約の締結または履行に関する調停が失敗した場合に介入する。

農産物取引関係調停官による調停は紛争の友好的解決をめざし、当事者に拘束力のない解決策を提供するが、農業取引紛争解決委員会は当事者を拘束する決定を下す。委員会は、決定の履行を確保するため、罰金の支払いを伴う可能性のある差止命令を発令する権限を有している。決定は委員会への付託後最大 2 か月以内に行われる。

農産物取引関係調停官の勧告を考慮して紛争を裁定するが、勧告には拘束されない。

決定に不服の場合はパリ控訴院に訴えることができる。ただし、控訴によって決定の執行が停止されることはなく、控訴院が執行停止を認めない限り、決定は控訴院の判決が出るまで適用される。

農業取引紛争解決委員会は、紛争解決のほかに、商取引契約の必須記入事項についてのガイドラインを制定し、公表する。これらのガイドラインを通じて、生産者とその購入者に対し、契約締結時に法律をどのように適用すべきかを伝える。

③EGalim III

2023 年 3 月 30 日に公布された供給者と販売者間の取引関係の均衡強化法。

とくに、大規模流通業者との商取引関係において生産者を保護することを目的としている。

農産品農産食品および 50%以上農産品を含む製品は、PGC²⁰（「消費頻度が高く、繰り返して消費される財」）に指定されている。PCG 契約において、契約当事者が誠意をもって商

²⁰ Produits de grande consommation 直訳は「大量消費財」。英語の Fast Moving Consumer Goods。「日用消費財」と訳されているが、「日用消費財」の中には食品は含まないという解釈もあるため PGC のまま表記する。フランスでは PGC に該当する商品は政令でリストが出されている。

取引交渉を行わなかった結果、期限内に契約を締結されなかった場合、その契約当事者が責任を負うと明記した。

食品飼料については、原則 3 月 1 日²¹までに合意をすることになっているが、もし、合意に至らない場合、供給者は以下のいずれかの方法を取ることができる。

- 契約を解除する。販売業者は商取引関係の突然の終了を主張できない。
- 突然の終了に関する規則に従い、予告期間の適用を求める。

プライベート・ブランド契約にも農産物原材料価格の交渉不可の原則を導入する。

また製品の構成に使用される農産物原材料の価格変動を考慮して、1 年以上の契約については毎年価格の再交渉を行うことを義務とした。

2) 地域食料プロジェクト (PAT)²²

フランスにおいては、農業を幅広い食料政策の枠で総合的に見る政策をとっている。その具体策として州持続可能農業プランがある。州の特徴や経済、社会、環境のあらゆる問題を考慮しつつ州における農業、農産加工品、農産業政策の幅広いガイドラインを定め、国や州の介入についても定めたものである。コルシカ以外のフランス本土に適用されている。

2014 年に田園海洋漁業法で、さらに狭い地域である県や広域市町村、ペイ²³などをカバーする地域食料プロジェクトが導入された。プロジェクトは、州持続可能農業プランと両立しなければならない。

- 地域の農業農産食品セクターの強化、食品廃棄物と食料不安の解消、産地直送（短絡販売）消費の促進、集団的な環境認証プロセス、健康的で持続可能かつ入手可能な食品に関する経済的・環境的強靱性の促進、国家の食料主権の保証に資する。人口密集地域では、地元の食料自給の強化を支援し、都市農業の発展に貢献する。
- PAT の全国ネットワーク、プラットフォームによって相互交流、相互の経験、シナジーを生む。
- 農業と食品の現状診断に基づいて、地域内の公私の関係者と協議の上で策定される。
- 食料経済、文化とガストロノミー、食料教育、栄養と健康、社会的正義、環境、集団給食、都市計画、ガバナンスの 9 つの軸があり、地域によってそのうちのいくつかを選んで戦略目標をたて実行する。

たとえば、ヴィシー・コミュノテ²⁴の場合

01 - 集団給食の支援（食品廃棄物対策、シェフの研修、EGalim 法、地元産・高品質食材の調達）

02 - 地域における地元生産の促進（地元産品の推進、アグリツーリズムなど）

²¹ 特定の販売期間や販売サイクルの対象となる産品またはサービスの場合は開始後 2 か月以内

²² Projets alimentaires territoriaux

²³ Pays 1995 年の国土整備開発基本法（通称パスクワ法）で定められた国土整備の単位で地理的、経済的、文化的、社会的に一体性のある生活圏あるいは通勤圏のコミューン（市町村）の連合。

²⁴ Vichy Communauté ヴィシー市を中心にした 39 のコミューン（市町村）からなる市街地共同体。人口 84000。

- 03 - 高品質で健康的な地元産食品に関する一般大衆の意識向上（とくに栄養面）
- 04 - 地域セクターの支援と構造化（牛肉、物流）
- 05 - 地域における農場の設立と移転を促進し、その多様化（野菜、路地野菜）を支援する

プロジェクトは、農業食料主権省が認定する。2021 年の気候変動とその効果への強靱化法²⁵により、認定は 2 つのレベルに分けられた。

- ・ レベル 1：PAT の創設。
- ・ レベル 2：確立されたガバナンス機関が主導して地域における効果的な行動計画を実施する運用プロジェクトを実施する。

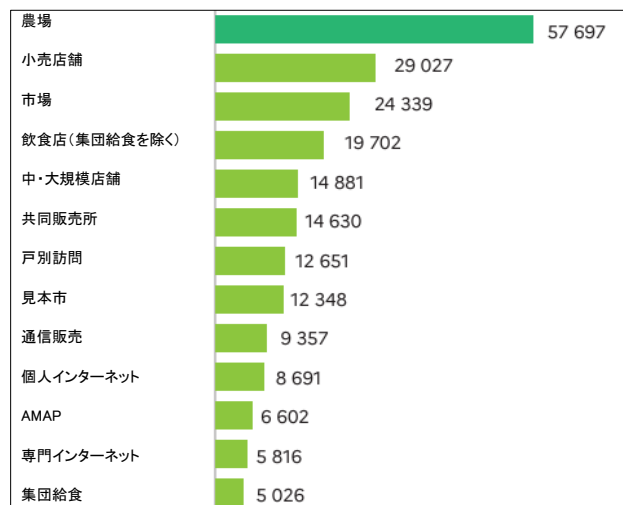
2024 年 7 月 1 日現在 444 の PAT が認定されており、そのうち 104 がレベル 2 である²⁶。

3）産地直販（短絡販売²⁷）

フランスにおいては、「短絡販売」と呼ばれる、農場での直売、市場への出店、百姓農業維持協会（AMAP）²⁸での販売会、共同販売店・農産物直売所一般店舗への直販、オンラインプラットフォームなどが該当する。

EU、国、州による短絡販売支援の補助金もある。支援貸し付けを行っている民間金融機関もある。

図表 5 短絡販売農家数（フランス本土）



出典 Agreste-Recensement agricole 2020 から作成

全体平均では、2020 年 23.1%（2010 年 17.5%）。なお有機農家では、短絡販売が全体の 53%を占めている。

²⁵ LOI n° 2021-1104 du 22 août 2021 portant lutte contre le dérèglement climatique et renforcement de la résilience face à ses effets

²⁶ Annie Genevard annonce un soutien de 10 M€ aux Projets alimentaires territoriaux (PAT) en 2025 農業食料主権省報道発表 2025 年 6 月 3 日

²⁷ circuit court

²⁸ Association pour le Maintien de l' Agriculture Paysanne

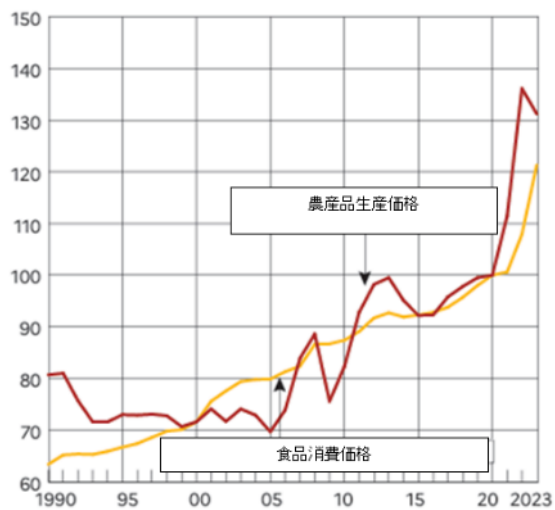
図表 6. 短絡販売する営農者の割合²⁹

	短絡(産直)	仲介業者経由	協同組合	卸、加工業他
蜂蜜	88%	35%	6%	19%
オリーブ、オリーブオイル	56%	16%	38%	7%
果物	48%	17%	31%	28%
野菜	46%	16%	27%	33%
卵、鶏肉	36%	7%	35%	32%
その他の植物性製品	29%	6%	43%	32%
ワイン	27%	14%	58%	37%
牛乳、鶏肉、卵以外の動物性製品	16%	6%	35%	63%
牛乳、乳製品	11%	5%	59%	33%
穀物、油糧種子	3%	1%	78%	31%

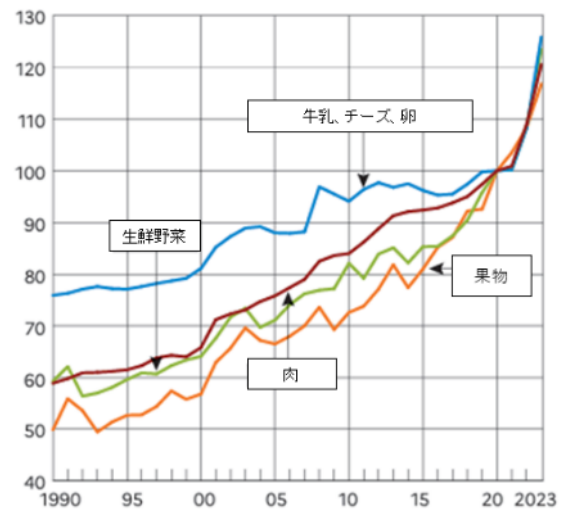
出典 Agreste-Recensement agricole 2020 から作成

図表 7. 食品（ノンアルコール飲料を含む）の生産価格と消費価格の推移（2020 年を 100 とする）

a. 生産価格と消費価格



b. 品目別



出典 MEMENTO2024 Agreste から作成

²⁹ Recensement agricole 2020